

札幌市監査委員 庄 司 正 史
同 愛 須 一 史
同 五十嵐 徳 美
同 丸 山 秀 樹

令和7年度第2回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、愛須一史監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、株式会社札幌振興公社、札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ及び大通周辺自転車等駐車場利用推進グループの監査には関与しておりません。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
総務局	東京事務所		3					3		
財政局	財政部		1					1	1	
	税政部 南部市税事務所									1
	税政部 西部市税事務所									
保健福祉局	総務部	1	1					2	2	1
	監査指導室									
	保健所		2					2	2	1
	衛生研究所		1		1			2	3	
子ども未来局	子育て支援部	1	2					3	1	2
	児童相談所		2					2	1	1
	東部児童相談所		2					2		1
経済観光局	産業振興部		2					2	2	
教育委員会	学校教育部		2					2	6	1
	市立学校		1	1	3	1		6	1	1
6局	13部・20校	2	19	1	4	1		27	19	9

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
下水道河川局	事業推進部	2	5			7	
豊平区	土木部	3				3	3
清田区	土木部	1				1	
南区	土木部						
4局（区）	4部	6	5			11	3

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
社会福祉法人札幌恵友会	財政援助団体		
一般社団法人札幌歯科医師会	財政援助団体	1	1
社会福祉法人札幌みどり福祉会	財政援助団体	1	
社会福祉法人光華園	財政援助団体	1	
社会福祉法人幸友福祉会	財政援助団体		
株式会社札幌振興公社	財政援助団体		
	出資団体	4	1
	公の施設の指定管理者		
公益財団法人札幌市公園緑化協会	出資団体	1	
	公の施設の指定管理者		
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会	公の施設の指定管理者	4	
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ	公の施設の指定管理者	2	
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム	公の施設の指定管理者		
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム	公の施設の指定管理者		
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム	公の施設の指定管理者		
月寒公園パークライフコンソーシアム	公の施設の指定管理者		
稲積公園グループ	公の施設の指定管理者		
大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ	公の施設の指定管理者	1	
みどりみらいプロジェクトグループ	公の施設の指定管理者	1	
16 団体		16	2

財政援助団体等監査

令和7年度財政援助団体等監査報告書

令和7年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別	財政援助 団 体	出 資 団 体	公の施設の 指定管理者
社会福祉法人札幌恵友会		○		
一般社団法人札幌歯科医師会		○		
社会福祉法人札幌みどり福祉会		○		
社会福祉法人光華園		○		
社会福祉法人幸友福祉会		○		
株式会社札幌振興公社		○	○	○
公益財団法人札幌市公園緑化協会			○	○
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会				○
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ				○
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム				○
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム				○
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム				○
月寒公園パークライフコンソーシアム				○
稲積公園グループ				○
大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ				○
みどりみらいプロジェクトグループ				○

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、94ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和6年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和7年9月1日から同年12月19日まで

監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 財政援助団体監査

(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌歯科医師会、社会福祉法人札幌みどり福祉会、社会福祉法人光華園】

補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【一般社団法人札幌歯科医師会】

ア 補助金の経理を行う際には、要綱に基づき、補助対象経費を他の経費と区分し、その支出内容を証する書類を備えておくことになっているが、札幌市未就業歯科衛生士復職事業において、法人の内部取引のため相殺消去される取引であることなどから、そうした書類がないものがみられた。

今後は、要綱に定める経理方法に従い、すべての取引を計上するなど、適正な会計処理に努められたい。

【社会福祉法人札幌みどり福祉会、社会福祉法人光華園】

イ 保育支援者配置補助事業において、交付要綱では、1時間あたりの単価を月の総勤務時間数に乗じた額を補助対象としているが、月の総勤務時間数を誤って補助金の実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの

【以下、社会福祉法人札幌みどり福祉会】

ウ 時間外保育促進事業において、生活保護世帯等に対する利用料を減免していないにもかかわらず補助金の交付対象として計上したため、利用料収入と補助金が重複しているもの

エ 保育支援者配置補助事業において、補助対象以外の業務を補助対象業務と誤認し、それに従事した勤務時間を含めて、補助金の実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの

オ 食物アレルギー児保育事業において、令和6年10月には食物アレルギーの個別食を提供していないにもかかわらず、確認不足等により実績報告時に提供した旨の報告をしたため、補助金が過大となっているもの

【以下、社会福祉法人光華園】

カ 時間外保育促進事業において、実施要綱で1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を補助対象としているが、一部の保育園において、15分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの

キ 同事業において、利用回数の集計を誤って実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの

補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(2) 各医療機関への制度周知等について（意見（要望）事項）

【一般社団法人札幌歯科医師会】

子ども医療費に関する手続を円滑に進めるため、当法人が行う各医療機関への協力依頼、広報、周知（以下「周知等」という。）に係る費用を補助対象としている。

その周知等は、主に各会合に出席した際に対面で行っているが、それ以外の手段として、SNS、ウェブサイト、オンラインによる配信や会議の開催等が考えられ、こうした手段を効果的に組み合わせて展開することで、より経済的かつ効果的な周知等に資すると思われるので、当法人内で検討・実施されるよう要望する。

2 出資団体監査

(1) 職務執行報告を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

代表取締役及び業務執行取締役は、会社法の規定に基づき、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないが、議事録をみる限り、そうした報告の有無について明確に記載されておらず、その事実確認ができなかった。

法令上、職務執行報告を省略することはできないため、報告を行った際にはその旨を議事録に記載しなければならない等、今後は、関係法令について職員

の理解を十分に深め、適正に報告を行われたい。

(2) 登記事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

会社法の規定に基づき、登記事項の変更が生じた場合に変更登記をしなければならないが、法定期間である2週間以内に登記がなされていない事例が散見された。

今後は、法令を遵守するためにも、業務フロー等を見直すなど、適正な事務を執行されたい。

(3) 月次損益計算書の報告を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

当法人の会計規程では、毎月分の損益計算書を作成し、原則翌月末日までに社長に報告することとされているが、令和6年10月分を最後に報告がなされていないなかった。

今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 当法人の旅費規程では、旅費の精算は帰任後5日以内にしなければならないが、期日内にこれが行われていないもの

イ 同規程では、旅費の精算を行うときは、その支出に伴う領収書を提出しなければならないが、その証跡が残っていないもの

今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 契約における業務効率化等について（意見（要望）事項）

【株式会社札幌振興公社】

工事及び業務委託の発注に当たり、施工箇所、業務内容等から、一連のものとして一括で発注することが可能と考えられる案件が別々に発注されているものがみられた。

一括して発注することにより、契約の競争性が向上することに加えて、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上に資することが期待できるので、

改善の余地がある案件については、これらの観点から事務を進められるよう要望する。

(6) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】

産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、法令等により自らを排出者として委託契約書を取り交わすことが義務付けられているが、公園内の雨水枡清掃業務において発生した産業廃棄物について、これを清掃業務の受託者に処理させているものがみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 報酬等の支給を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市区民センター運営委員会】

採用予定職員の面接等に出席した役員に対して、当法人の規程に示されていない額の報酬等が支給されていた。

今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 契約に関する事務を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市区民センター運営委員会】

特定の事業者が発注した業務の委託契約において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 予定価格調書を作成すべきところ、これがなされておらず、また、見積書を徴取していないもの

イ 時価に比して著しく有利な価格と判断して契約を締結しているとのことだが、その根拠となる資料がなく、また、そのように判断したことが文書上に記録されていないため、随意契約の理由が不明確なもの

今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市区民センター運営委員会】

産業廃棄物の収集運搬・処分の委託において、契約書に明記されていない種類の産業廃棄物の処理を委託しているものがみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 文書管理を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市区民センター運営委員会】

役務契約の履行検査に係る調書が所在不明となっているものがみられた。

今後は、文書管理の重要性についてあらためて周知するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 消防用設備の維持管理を適正に行うべきもの

【札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ】

建築物には、その使用目的に応じて法令で定められた基準に従い消防用設備等を設置し、火災時に機能を発揮できるよう維持管理することが義務付けられており、不良が確認された場合は、速やかに改善しなければならない。

しかし、一部の駐車場において、点検により不良が判明したにもかかわらず、長期に及び改善が実施されず、消防署による改善指導を受けた後においてもなお、是正が図られていなかった。

火災時に消防用設備が正常に動作しなければ生命財産への深刻な被害につながるおそれがあることから、今後は不良箇所について速やかに改善し、維持管理を適正に行うよう努められたい。

(6) 駐車料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの

【札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ、
大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ】

駐車料金の減免に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ、
大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ】

ア 札幌市自転車等駐車場管理実施要領では、減免申請の際に駐車料金減免申請書を提出することとされているが、当該申請書の提出なく減免しているもの

【大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ】

イ 同要領では減免の対象とならないものについて、減免しているもの

今後は、関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 指定管理業務に係る収支報告を正しく行うべきもの

【みどりみらいプロジェクトグループ】

指定管理業務に係る収支決算書において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 指定管理費収入が、実際の入金額よりも少なく計上されているもの

イ 利用料金収入に自主事業収入の一部が二重計上されているもの

収支決算書の作成に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われ ない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われ ないリスク 《補助金等》 ①軽費老人ホーム事務費補 助金 ②介護サービス事業所等感 染症対策費補助金 ③介護保険施設等非常用自 家発電設備整備補助金 ④介護サービス提供基盤等 整備事業補助金 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適切か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われられないリスク 《補助金等》 ① 札幌歯科医師会口腔医療 センター歯科診療事業補助 金 ② 子ども医療費助成事業等 の実施に伴う補助金 ③ 未就業歯科衛生士復職支 援事業補助金 ④ 結核健康診断費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

一般社団法人札幌歯科医師会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	【指摘事項】 ・ 補助金に関する事務を適正に行 うべきもの 【意見（要望）事項】 ・ 各医療機関への制度周知等につ いて
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われられないリスク 《補助金等》 ① 私立認可保育所等に対す る各種補助金 ② 一時預かり事業（幼稚園 型）補助金 ③ 障がい・医療的ケア児保 育事業費補助金 ④ 時間外保育促進事業費等 補助金 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

社会福祉法人札幌みどり福祉会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われられないリスク 《補助金等》 ① 私立認可保育所等に対す る各種補助金 ② 障がい・医療的ケア児保 育事業費補助金 ③ 一時預かり事業（幼稚園 型）補助金 ④ 保育支援者配置補助事業 費補助金 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

社会福祉法人光華園

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われられないリスク 《補助金等》 ① 私立認可保育所等に対す る各種補助金 ② 一時預かり事業（幼稚園 型）補助金 ③ 障がい・医療的ケア児保 育事業費補助金 ④ 時間外保育促進事業費等 補助金 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

社会福祉法人幸友福祉会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われな いリスク 《補助金等》 ①観光施設受入環境整備 （魅力アップ）補助事業 補助金 ②景観重要建造物等助成金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務 が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 事業運営等が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業が適正に行われない場合、行政の補完的な役割が果たせず、効率的かつ効果的な住民サービスの提供に支障が出る可能性があるため。

株式会社札幌振興公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	<p>【意見（要望）事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約における業務効率化等について
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月次損益計算書の報告を適正に行うべきもの ・ 旅費に関する事務を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施する事業が市民の福祉の増進につながっているか。また、受益者負担は適切か。 ■ 定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務執行報告を適正に行うべきもの ・ 登記事務を適正に行うべきもの

<p>【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市大倉山ジャンプ競技場、札幌市宮の森ジャンプ競技場、札幌市荒井山シャンツェ及び札幌オリンピックミュージアム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	<p style="text-align: right;">—</p>

<ul style="list-style-type: none"> ■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<p style="text-align: right;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われな場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務 が適正に行われなリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 事業運営等が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■事業が適正に行われな場合、行政の補完的な役割が果たせず、効率的かつ効果的な住民サービスの提供に支障が出る可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われなリスク 《指定管理施設》 ①モエレ沼公園 ②大通公園・創成川公園 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われなリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

公益財団法人札幌市公園緑化協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■実施する事業が市民の福祉の増進につながっているか。また、受益者負担は適切か。 ■定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①各区区民センター（北区 を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの ・ 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬等の支給を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書管理を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①札幌駅周辺自転車等駐車 場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	【指摘事項】 ・ 消防用設備の維持管理を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	【指摘事項】 ・ 駐車料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①中島公園・豊平川緑地 (上流地区)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①川下公園・北郷公園 ②豊平川緑地（下流地区）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①前田森林公園・山口緑 地・星置公園・明日風公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①月寒公園・吉田川公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

月寒公園パークライフコンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①手稲稲積公園 ②北発寒公園・前田公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

稲積公園グループ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①大通周辺自転車等駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	【指摘事項】 ・ 駐車料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ① 屯田西公園・新琴似グ リーン公園・太平公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

みどりみらいプロジェクトグループ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	【指摘事項】 ・ 指定管理業務に係る収支報告を正しく行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

参 考

監査対象団体の概要

1 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人札幌恵友会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和52年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う介護老人福祉施設等の運営に係る経費等に対し、1億3,012万円の補助金等を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
軽費老人ホーム事務費補助金	94,223,527	保健福祉局 高齢保健福祉部
介護サービス事業所等感染症対策費補助金	16,728,000	
介護保険施設等非常用自家発電設備整備補助金	14,305,000	
介護サービス提供基盤等整備事業補助金	2,200,000	
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助金	1,964,000	
生活支援ハウス物価高騰対策特別支援金	133,000	
障害者総合支援事業費補助金	465,000	保健福祉局 障がい保健福祉部
結核健康診断費補助金	103,637	保健福祉局 保 健 所
合 計	130,122,164	

(2) 一般社団法人札幌歯科医師会

この法人は、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって北海道民の健康と福祉を増進することを目的として、昭和22年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う事業に係る経費等に対し、6,079万円の補助金を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
子ども医療費助成事業等の実施に伴う補助金	2,000,000	保健福祉局 保険医療部
札幌歯科医師会口腔医療センター歯科診療事業補助金	57,669,000	保健福祉局 ウェルネス推進部
未就業歯科衛生士復職支援事業補助金	1,099,000	
結核健康診断費補助金	25,840	保健福祉局 保健所
合 計	60,793,840	

(3) 社会福祉法人札幌みどり福祉会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う保育所の運営に係る経費等に対し、1億2,136万円の補助金を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
私立認可保育所等に対する各種補助金	74,469,444	子ども未来局 子育て支援部
一時預かり事業（幼稚園型）補助金	28,169,000	
障がい・医療的ケア児保育事業費補助金	8,867,597	
時間外保育促進事業費等補助金	4,378,870	
保育支援者配置補助事業費補助金	1,810,100	
給食費高騰対策補助金	1,500,000	
食物アレルギー児保育事業費補助金	1,208,000	
保育人材就職支度手当補助事業費補助金	600,000	
性被害防止対策設備等支援補助金	148,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	136,648	
実費徴収に係る補足給付事業補助金	73,200	
合 計	121,360,859	

(4) 社会福祉法人光華園

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う認定こども園の運営に係る経費等に対し、6,864万円の補助金を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
私立認可保育所等に対する各種補助金	34,815,310	子ども未来局 子育て支援部
障がい・医療的ケア児保育事業費補助金	13,266,600	
一時預かり事業（幼稚園型）補助金	12,336,000	
保育支援者配置補助事業費補助金	2,716,273	
時間外保育促進事業費等補助金	2,122,400	
保育施設冷房設備補助金	1,007,000	
食物アレルギー児保育事業費補助金	776,000	
給食費高騰対策補助金	710,000	
産休等代替職員雇用費補助金	421,350	
性被害防止対策設備等支援補助金	182,000	
保育人材就職支度手当補助事業費補助金	125,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	83,600	
一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金	48,000	
実費徴収に係る補足給付事業費補助金	32,400	
合 計	68,641,933	

(5) 社会福祉法人幸友福祉会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和49年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う保育所の運営に係る経費等に対し、7,628万円の補助金を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
私立認可保育所等に対する各種補助金	37,665,550	子ども未来局 子育て支援部
一時預かり事業（幼稚園型）補助金	19,287,000	
障がい・医療的ケア児保育事業費補助金	7,129,300	
時間外保育促進事業費等補助金	5,459,960	
保育支援者配置補助事業費補助金	3,361,850	
食物アレルギー児保育事業費補助金	1,024,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	848,798	
給食費高騰対策補助金	710,000	
潜在保育士短時間就労支援事業費補助金	431,715	
保育人材就職支度手当補助事業費補助金	200,000	
一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金	115,000	
性被害防止対策設備等支援補助金	47,000	
合 計	76,280,173	

(6) 株式会社札幌振興公社

この法人は、公有地の先行取得を主な目的として昭和32年に設立されたものであり、現在は駐車場等の公益的事業の管理運営、不動産の賃貸のほか、観光・スポーツ施設の管理、レストランの運営等を通じて都市機能の維持向上を図ることを目的としている。

札幌市は、この法人の発行済株式のうち88.1%を保有している。

また、公の施設である札幌市大倉山ジャンプ競技場等の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として2億812万円を支出するとともに、この法人が行う事業に係る経費等に対し259万円の補助金等を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
景観重要建造物等助成金	775,000	まちづくり政策局 都市計画部
観光施設受入環境整備（魅力アップ）補助事業補助金	1,816,000	経済観光局 観光・MICE推進部
合 計	2,591,000	

2 出資団体監査

- (1) 株式会社札幌振興公社（所管：経済観光局観光・MICE推進部）
 法人の概要については、1(6)参照

令和6年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	3,409,318
	(うち札幌市からの委託料)	(6,938)
	経 常 費 用 B	3,339,208
	経 常 損 益 C=A-B	70,109
	特 別 損 益 D	△ 21,566
	法 人 税 等 E	1,410
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	47,133
	前 期 繰 越 利 益 H	△ 430,947
	剰 余 金 の 配 当 I	△ 5,978
	固定資産圧縮積立金の取崩 J	13,108
繰 越 利 益 剰 余 金 K=G+H+I+J	△ 376,683	
財 政 状 態 (令和7年3月31日現在)	流 動 資 産 L	1,634,035
	固 定 資 産 M	11,883,781
	資 産 合 計 N=L+M	13,517,817
	流 動 負 債 O	1,632,444
	固 定 負 債 P	9,460,547
	負 債 合 計 Q=O+P	11,092,991
	資 本 金 R	100,000
	資 本 剰 余 金 S	462,600
	利 益 剰 余 金 T	1,862,225
	純 資 産 合 計 U=R+S+T	2,424,825
負 債 及 び 純 資 産 合 計 V=Q+U	13,517,817	

(注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。
 なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

(令和7年3月31日現在)

株 主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	97,504	88.1
株式会社さっぽろテレビ塔	6,240	5.6
札幌商工会議所	4,160	3.8
株式会社北洋銀行	1,600	1.4
株式会社北海道銀行	800	0.7
北海道瓦斯株式会社	400	0.4
合 計	110,704	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 公益財団法人札幌市公園緑化協会（所管：建設局みどりの推進部）

この法人は、都市緑化、公園緑地及び自然環境等に関する事業を通して、みどり豊かで潤いのある持続可能な都市づくりを推進するとともに、健全な地域社会の形成と生活文化・福祉の向上に寄与することを目的として、昭和59年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額 4,000万円のうち、1,000万円（出資比率25%）を出資している。

また、札幌市は、公の施設である大通公園及び創成川公園ほか13施設の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として8億197万円を支出している。

令和6年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	1,886,901 (17,232)
	経常費用 B	1,888,209
	経常増減額 C=A-B	△ 1,308
	経常外増減額 D	6,779
	法人税等 E	11,826
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 6,354
	一般正味財産期首残高 G	66,616
	一般正味財産期末残高 H=F+G	60,261
	当期指定正味財産増減額 I	△ 9,630
	指定正味財産期首残高 J	590,195
	指定正味財産期末残高 K=I+J	580,564
正味財産期末残高 L=H+K	640,826	
財政状態 (令和7年3月31日現在)	流動資産 M	167,449
	固定資産 N	812,004
	資産合計 O=M+N	979,453
	流動負債 P	170,007
	固定負債 Q	168,619
	負債合計 R=P+Q	338,626
	指定正味財産 S	580,564
	一般正味財産 T	60,261
正味財産合計 U=S+T	640,826	
負債及び正味財産合計 V=R+U	979,453	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。

なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 株式会社札幌振興公社

法人の概要については、1(6)参照

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市大倉山ジャンプ競技場 札幌市宮の森ジャンプ競技場 札幌市荒井山ジャンツェ 札幌オリンピックミュージアム	208,120,535	64,362,344	スポーツ局 スポーツ部
合計	208,120,535	64,362,344	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(2) 公益財団法人札幌市公園緑化協会

法人の概要については、2(2)参照

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
モエレ沼公園野球場	16,408,000	—	スポーツ局 スポーツ部
モエレ沼公園 大通公園・創成川公園 百合が原公園 豊平公園 札幌市豊平川さけ科学館 円山公園 平岡樹芸センター	166,702,000 156,091,000 131,821,000 57,264,000 44,339,000 39,916,000 15,522,000	19,596,356 — 17,003,150 1,984,110 — 809,310 25,540	建設局 みどりの推進部
平岡公園・清田南公園	57,745,000	4,363,880	建設局 みどりの推進部 清田区土木部
西岡公園・西岡中央公園	28,328,000	648,960	豊平区土木部
農試公園・発寒西陵公園	87,843,000	6,984,170	西区土木部
合計	801,979,000	51,415,476	

(注) 指定管理期間は、札幌市豊平川さけ科学館については令和2年度から令和6年度まで、西岡公園・西岡中央公園については令和6年度から令和10年度まで、モエレ沼公園野球場については令和6年11月から令和9年度まで、それ以外のものについては令和5年度から令和9年度までである。

(3) 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

この法人は、札幌市の委託を受けて区民センターの管理運営を行う組織として平成9年に発足し、平成21年に一般社団法人になったものであり、地域住民の生活文化、教養の向上とコミュニティ活動の助長を図り、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

札幌市は、公の施設である区民センター（北区を除く。）の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として2億2,632万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局	
札幌市中央区民センター	48,525,765	21,904,340	市民文化局 地域振興部	
札幌市東区民センター	15,699,000	24,747,630		
札幌市白石区民センター	19,517,000	25,590,020		
札幌市厚別区民センター	8,874,000	18,077,560		
札幌市豊平区民センター	25,907,000	16,156,170		
札幌市清田区民センター	47,119,408	10,669,720		区市民部
札幌市南区民センター	26,715,000	14,533,960		
札幌市西区民センター	23,586,000	16,568,590		
札幌市手稲区民センター	10,384,000	14,215,070		
合計	226,327,173	162,463,060		

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。また、札幌市北区民センターは、他の法人が管理者となっている。

(4) 札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

この団体は、札幌駅周辺自転車等駐車場の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成22年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌駅周辺自転車等駐車場の管理運営をこの団体に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として1,525万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌駅周辺自転車等駐車場	15,258,400	36,947,426	建設局総務部
合計	15,258,400	36,947,426	

(注) 指定管理期間は令和3年度から令和7年度までである。

(5) 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

この団体は、中島公園・豊平川緑地（上流地区）の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である中島公園・豊平川緑地（上流地区）の管理運営をこの団体に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として9,191万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
中島公園・豊平川緑地 (上流地区)	91,919,000	6,955,510	建設局 みどりの推進部
合計	91,919,000	6,955,510	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(6) 公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

この団体は、川下公園・北郷公園・豊平川緑地（下流地区）の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である川下公園・北郷公園・豊平川緑地（下流地区）の管理運営をこの団体に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として1億5,659万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
川下公園・北郷公園・豊平川緑地 (下流地区)	156,590,600	15,161,169	建設局 みどりの推進部 白石区土木部
合計	156,590,600	15,161,169	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(7) 公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

この団体は、前田森林公園・山口緑地・星置公園・明日風公園の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である前田森林公園・山口緑地・星置公園・明日風公園の管理運営をこの団体に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として9,983万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
前田森林公園・山口緑地・ 星置公園・明日風公園	99,838,000	20,696,825	手稲区土木部
合 計	99,838,000	20,696,825	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(8) 月寒公園パークライフコンソーシアム

この団体は、月寒公園・吉田川公園の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成30年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である月寒公園・吉田川公園の管理運営をこの団体に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として7,431万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
月寒公園・吉田川公園	74,318,000	8,235,365	豊平区土木部
合 計	74,318,000	8,235,365	

(注) 指定管理期間は令和6年度から令和10年度までである。

(9) 稲積公園グループ

この団体は、手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成29年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園の管理運営をこの団体に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として5,224万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
手稲稲積公園・北発寒公園・ 前田公園	52,248,000	89,236,535	建設局 みどりの推進部 手稲区土木部
合 計	52,248,000	89,236,535	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(10) 大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ

この団体は、大通周辺自転車等駐車場の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、令和3年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である大通周辺自転車等駐車場の管理運営をこの団体に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として3,367万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
大通周辺自転車等駐車場	33,675,000	48,695,903	建設局総務部
合計	33,675,000	48,695,903	

(注) 指定管理期間は令和4年3月から令和8年度までである。

(11) みどりみらいプロジェクトグループ

この団体は、屯田西公園・新琴似グリーン公園・太平公園の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成17年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である屯田西公園・新琴似グリーン公園・太平公園の管理運営をこの団体に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として4,329万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
屯田西公園・新琴似グリーン公園・太平公園	43,297,500	10,062,520	北区土木部
合計	43,297,500	10,062,520	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。